

### 春学期第 8 問

A (男性, 31 歳, 身長 175 センチメートル, 体重 75 キログラム) は、某日午後 7 時 30 分ころ、自転車にまたがったまま、歩道上に設置されたごみ集積所にごみを捨てていたところ、帰宅途中に徒歩で通りかかった甲 (男性, 41 歳, 身長 165 センチメートル, 体重 60 キログラム) が、その姿を不審と感じて声をかけるなどしたことから、両名は言い争いとなった。

A の態度に憤激した甲は、A に対して「なんだ、この馬鹿野郎」といいながら、A の肩を軽く押して腕を振り上げるような動作 (以下、「第 1 暴行」という) をし、A がひるんだのを確認すると、直後に走って立ち去った。

A は、甲にされた行為に怒りを覚えて、「待ちやがれ」などと言いながら、自転車で甲を追いかけ、第 1 暴行から数分後に、同暴行の現場から約 26 メートル先を左折して約 60 メートル進んだ歩道上で甲に追いつき、自転車に乗ったまま、水平に伸ばした右腕で、後方から甲の背中の上部又は首付近を強く殴打した (以下、「第 2 暴行」という)。

甲は、A の攻撃によって前方に倒れたが、直ちに起き上がり、護身用に携帯していた特殊警棒 (金属製 3 段式, 伸ばした際の長さ 60 センチメートル, 重量約 400 グラム) を衣服から取り出し、さらに殴りかかろうとする A に対し、その顔面や頭部を数回殴打した (以下、「第 3 暴行」という)。

A は、第 3 暴行によって加療約 2 週間を要する顔面挫創と脳挫傷の傷害を負った。甲の第 3 暴行は、通常人であれば死亡することはない程度であったが、A は、日頃から脳の血管が細くなる脳血管障害を患っていたため、前記脳挫傷に起因する脳機能障害によって死亡した。なお、A の病気は、本人も周りの者も誰も事前に認識していなかった。

参照：最決平成 20 年 5 月 20 日刑集 62 卷 6 号 1786 頁